鳥労発基0724第5号
令和8年7月24日

関係団体の長　殿

鳥取労働局長

技能講習修了証の偽造の疑いがある紛らわしい書面に
係る情報提供等について

日頃から、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法により定められる一定の危険・有害業務に従事する場合は、必要な安全衛生に係る講習（技能講習）を修了した者でなければ、就業することはできません。

また、労働安全衛生法に基づく技能講習は、都道府県労働局長に登録された登録教習機関でなければ行うことができません。

今般、神奈川労働局において、登録教習機関として登録していない団体名を記載した技能講習修了証の偽造の疑いがある紛らわしい書面の存在が確認されましたので、貴団体におかれましても、ご承知いただきますとともに、傘下会員事業場等がおられる団体等につきましては、周知に御協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、下記2で示したような、技能講習修了証の偽造の疑いがある紛らわしい書面またはその写しを確認した場合には、当局労働基準部健康安全課宛てご相談いただくとともに、回収へのご協力をお願いいたします。

記

1　事案の概要

神奈川労働局において登録教習機関として登録していない「産業安全教育センター」（神奈川県）の名称で技能講習修了証を真似た書面が発行されており、今般、福島労働局管内の登録教習機関において、受講申請のため、受講科目の一部免除のために2名分の書面が提示され、記載内容を不審に思った職員が、神奈川労働局へ情報提供を行い、技能講習修了証の偽造が発覚したものである。

当該書面には、産業安全教育センターの名称、所在地、電話番号、講習の区分、根拠法令の条文の数字が記載されているが、本来記載してあるはずの「技能講習修了証」と言う名称や「○○労働局長登録教習機関」の名称、「修了者番号」などの記載がな

受
令和 8. 7. 31
第 号

く、書面に記載されていた「フォークリフト」、「車両系建設機械」の講習区分が一枚の用紙の同一箇所に記載されていた。

2　今回確認された、技能講習修了証の偽造の疑いがある紛らわしい書面（別紙１）

（１）発行者：産業安全教育センター（神奈川県）

（２）形　状：折り畳み型で、ラミネート加工されていない。

（３）「技能講習修了証」、「神奈川労働局長登録（指定）」など、正規の技能講習を修了した旨を示す文言及び修了者番号の記載がない。

（４）本件書面に記載のある業務（書面記載のとおりに表記）

・「フォークリフト運転業務」

・「車両系建設機械（整地・運搬）」

※上記以外の種類についても発行されている可能性があること。

別紙１

技能講習修了証の偽造の疑いがある紛らわしい書面（イメージ）

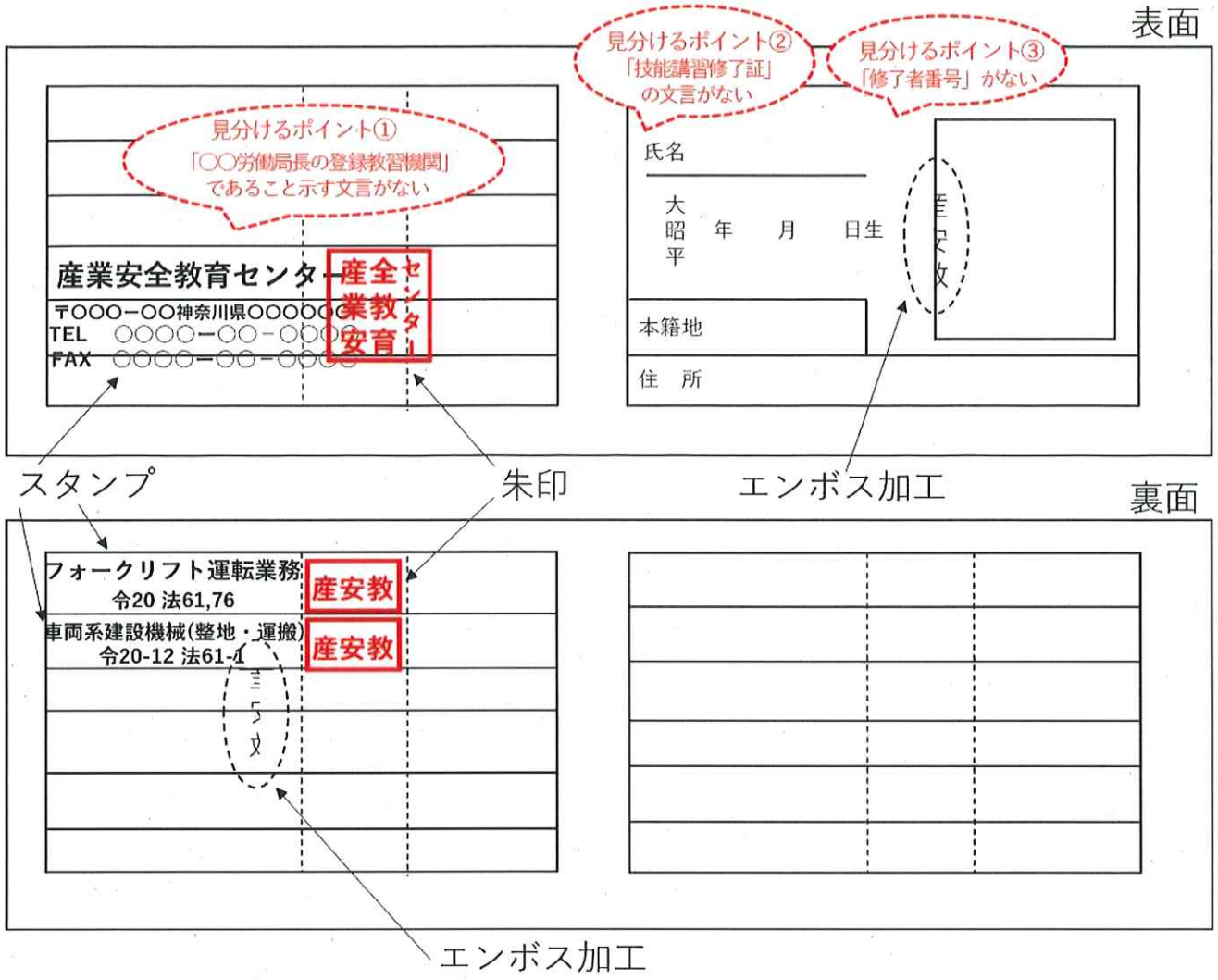

※ 記載のある業務の内容は、イメージ図以外のものもある可能性があります。

※ 氏名、生年月日等は印字されています。

別紙２

事業主・労働者の皆様へ

～偽造の疑いのある技能講習修了証にご注意を～

あなたの修了証は大丈夫？

技能講習修了証を真似て偽造したと思われる紛らわしい書類が全国的に出回っている可能性があるのでご注意ください。

神奈川労働局に登録がない

「産業安全教育センター」

という名称（架空所在地）で、フォークリフトや車両系建設機械等の就業制限業務に係る講習を実施したかのように装っていますが、これらは、すべて無効となります。

別紙のような書類を用いて、有資格者を装い運転業務を行った者や運転を行わせた事業者は労働安全衛生法違反となるほか、作成者などを刑事告発する場合があります。

技能講習は、都道府県労働局に登録している登録教習機関のみでしか受講することが出来ませんので、ご注意ください。

なお、神奈川労働局では、このような技能講習修了証を真似て偽造しているものと思われる紛らわしい書類の回収作業を進めています。

みなさまからの情報提供とご協力を何卒お願いいたします。

連絡先：神奈川労働局　安全課

☎（045）211-7352

お問い合わせ・情報提供は最寄りの監督署または労働局までご相談を！

別紙

技能講習修了証の偽造の疑いがある紛らわしい書面（イメージ）

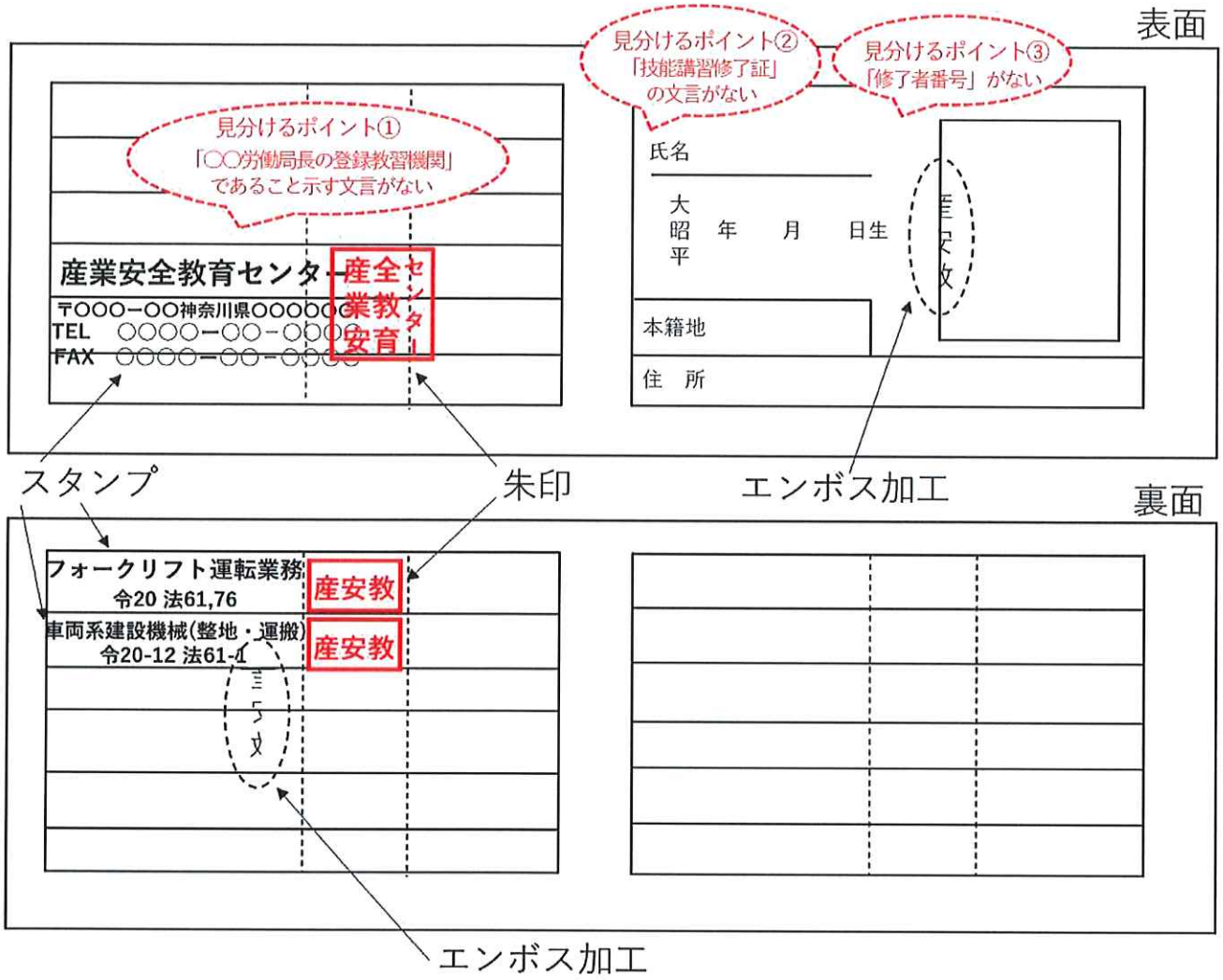

※ 記載のある業務の内容は、イメージ図以外のものもある可能性があります。

※ 氏名、生年月日等は印字されています。

神奈川労働局の登録教習機関は
当局 HP にも掲載されております。→

神奈川労働局の各労働基準監督署の
所在地と連絡先はこちら→